

## 川崎市老人いこいの家夜間・休日等施設開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市老人いこいの家（以下「老人いこいの家」という。）を夜間・休日等に施設開放して市民の利用に供することにより、施設の有効活用を図る事業を実施する際の手続等、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、川崎市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の運営については、川崎市老人いこいの家条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に委託することができる。

(施設開放の方法)

第3条 夜間・休日等の施設開放を行う老人いこいの家においては、指定管理者は、老人いこいの家夜間・休日等施設開放委員会（以下「施設開放委員会」という。）を組織し、事業の運営を行うものとする。なお、キーボックス導入施設については、この限りではない。

2 施設開放にあたっては、原則として、利用者は、自己責任の下に施設を利用しなければならない。

(利用者の資格)

第4条 夜間・休日等に老人いこいの家を利用できるものは、次のとおりとする。

(1) 市民活動（市民が自発的かつ継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない、地域に開かれた活動のことをいう。）又は社会貢献活動を行う5名以上で構成する団体で、市又は施設開放委員会が認める団体

(2) 市から事業の委託を受けたもの

(3) 市

2 前項の規定によるほか、特に必要があると認める場合この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する活動を目的として施設を利用することはできない。

(1) 趣味のサークル活動

(2) 営利を目的とする活動

(3) 政治・宗教活動に関する活動

(4) その他社会通念に反する活動

(利用日及び利用時間)

第5条 施設の利用日及び利用時間は、施設を開所している日の夜間にあつては午後5時から午後9時までとし、休所している休日等(12月29日から1月3日までを除く。)にあつては午前9時から午後4時までとする。ただし、地域の実情により、市及び施設開放委員会は、利用日及び利用時間内において変更することができるものとする。

(利用登録)

第6条 施設開放委員会が運営する施設の利用を希望するものは、夜間・休日等施設利用登録申請書(第1号様式)を利用しようとする施設の施設開放委員会に提出するものとし、施設開放委員会は、夜間・休日等施設利用登録承認(不承認)通知書(第2号様式)により通知するものとする。

2 キーボックス導入施設の利用を希望するものは、夜間・休日等施設利用登録申請書(第1号様式)を市に提出するものとし、市は別途市が指定する方法により承認又は不承認について通知するものとする。

(利用登録の変更及び廃止)

第7条 前条第1項の規定により登録された利用者が、夜間・休日等施設利用登録申請書(第1号様式)の申請内容を変更及び利用登録の廃止をする場合は、夜間・休日等施設利用登録変更・廃止申請書(第3号様式)を利用している施設の施設開放

委員会に提出するものとする。

- 2 前条第2項の規定により登録された利用者が、夜間・休日等施設利用登録申請書（第1号様式）の申請内容を変更及び利用登録の廃止をする場合は、夜間・休日等施設利用登録変更・廃止申請書（第3号様式）を市に提出するものとする。

（利用の申請及び許可）

第8条 第6条第1項の規定により登録された利用者は、施設開放委員会が運営する施設の利用を希望するときは、夜間・休日等施設利用申請書（第4号様式）により、施設開放委員会に申請し、施設開放委員会は、夜間・休日等施設利用承認（不承認）通知書（第5号様式）により通知するものとする。

- 2 キーボックス導入施設については、市が管理する施設予約システムで施設の利用予約を行うものとする。

- 3 キーボックス導入施設については、利用希望日が属する年度の4月1日の2週間前から利用予約できるものとし、利用希望日の3日前（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く）を除く）までに利用予約を行うものとする。

- 4 第3項の規定によりキーボックス導入施設の利用予約を行った利用者が、その予約を取り消すときは、利用希望日の3日前（土曜日、日曜日、祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法に規定する休日を除く）を除く）までに予約を取り消すものとする。

（利用の方法）

第9条 前条第1項により承認された利用者は、原則として、利用当日（休所日の利用にあつては利用前日）の午後4時30分までに、施設の鍵等を当該老人いこいの家で借り受けるものとする。なお、キーボックス導入施設の利用者については、この限りではない。

- 2 施設の利用者は、利用後に施錠及び機械警備のセットを行い、夜間・休日等施設利用責任者点検票（第6号様式）に基づいて点検を行うものとする。
- 3 施設開放委員会が運営する施設の利用者は、利用日の翌施設開所時間内に夜間・休日等施設利用責任者点検票（第6号様式）を添えて鍵を返却するものとする。
- 4 キーボックス導入施設の利用者は、別途市が指定する方法により利用日当日に点検結果を提出するものとする。

（使用料）

第10条 使用料は、無料とする。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 第4条第2項各号に掲げる活動を行わないこと。
- （2） 大きな音を出さないこと。
- （3） 利用した部屋及び備品等は、利用時間内に、原状に復帰すること。
- （4） 火気を使用しないこと。ただし、食事サービス等を実施する場合はこの限りではない。
- （5） ボイラーを使用しないこと。ただし、川崎市白山老人いこいの家において、暖房用ボイラーを使用しなければ、施設利用が困難となる場合はこの限りではない。
- （6） 酒類を持ち込まないこと。
- （7） ゴミは必ず持ち帰ること。
- （8） 申請した部屋以外の入室はしないこと。
- （9） 申請した利用目的以外の目的で利用しないこと。
- （10） 利用の権利を他に転じないこと。
- （11） キーボックス導入施設においては、施設施錠後はすみやかにキーボックスに鍵を返却すること。

(12) キーボックス導入施設においては、鍵は後に使用する利用者へ直接手渡しをせず、必ずキーボックスに返却すること。

(13) その他、市及び施設開放委員会の指示した事項

2 市は、利用者が、前項の遵守事項を遵守しないときは、以後の利用を禁ずることができる。

(利用者の責任)

第12条 利用者は、施設の設備等を故意又は過失によってき損又は滅失したときは、弁償の責めを負うものとする。

2 利用者は、利用時間中にけががあったとき、施設の設備等をき損又は滅失したときは、事故の軽重にかかわらず事故が発生した日から起算して7日以内に市に夜間・休日等施設開放事業事故報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 9 日から施行し、令和 3 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 6 日から施行する。